

重要事項説明書

(訪問看護、介護予防訪問看護)



社会医療法人三愛会

訪問看護ステーションポプラ

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

この重要事項説明書は、ご利用者がサービスを受けられるに際し、ご利用者やご家族に対し、当事業所の概要や勤務体制・サービスの内容、個人情報の取扱等、契約上ご注意いただきたいことを記したものです。ご不明な点は遠慮なくお尋ね下さい。

1. 事業者

名称	社会医療法人 三愛会
代表者氏名	理事長 川村 英俊
所在地	鹿児島市郡元三丁目14番7号
電話番号	099-252-6622
FAX	099-250-6126
ホームページアドレス	http://www.sanaikai.or.jp

2. 事業所の概要

指定事業所番号	第 4660190721 号		
名称	訪問看護ステーションポプラ		
管理者名	立本 恵理子		
所在地	鹿児島市郡元三丁目5番17号		
電話番号	099-213-1277		
FAX	099-286-6320		
営業日及び営業時間	●営業日：月曜日～土曜日 ●休業日：日曜日、12月30日～1月3日 ●営業時間：8時30分～17時30分 ●サービス提供時間：8時30分～17時30分 (サービスはケアプランに沿って行います) ※同意の得られた利用者様には、24時間、転送電話により連絡・対応が可能な体制としています。 (緊急時は必要に応じて、搬送要請、訪問対応を実施します) 連絡先 099-213-1277		
職員の体制及び業務内容	職種	員数	業務内容
	管理者	1名	従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う
	看護職員	2.5名以上	訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供を行う
	理学療法士等	若干名	訪問リハビリテーションの実施、指導、助言とその結果の記録及び報告を行う
事業実施地域	鹿児島市全域(旧吉田町・郡山町・喜入町・桜島全域を除く)		

事業所が行っている業務	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業 健康保険訪問看護事業・労災保険訪問看護事業
-------------	--

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	要支援、要介護状態にある利用者に対し、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、在宅医療の推進・快適な在宅療養ができることを目的とする。
運営方針	介護保険法に基づき、利用者が可能な限り、その有する能力に応じて、その居宅において自立した日常生活を営むことができるように心身機能、活動、参加等の生活機能の維持又は向上を図り、また要支援状態の維持改善・要介護状態となることを予防するための支援を行うものとする。

4. サービス内容及び留意事項

(1) サービス内容	
①病状及び障害の観察	⑧療養生活や介護方法の助言
②清拭、洗髪等による清潔の保持	⑨カテーテル等の管理
③食事、排泄等日常生活の世話	⑩その他主治医の指示による医療処置
④褥瘡の予防及び処置	⑪主治医への報告
⑤リハビリテーション	⑫介護支援専門員又は介護予防支援担当職員から個別
⑥ターミナルケア	サービス計画の提出の求めに対し協力します
⑦認知症利用者の看護	
(2) サービス利用についての留意事項	
① 訪問看護員について	
●サービスの提供にあたっては、事業所が選任した訪問看護員がサービスを行います。複数の訪問看護員が交替してサービス提供を行うこともあります。利用者から訪問看護員を指名することはできません。	
●利用者が訪問看護員の変更を希望される場合には、当該訪問看護員が業務上不相当と認められる事情、その他交代希望理由を明らかにして、交替を申し出ることができます。	
②訪問看護員の禁止行為について	
●利用者は、当事業所が提供するサービスで定められたサービス以外の業務を事業所に依頼する事は出来ません。また、訪問看護員はサービスの提供にあたって、下記に該当する行為は行いません。	
・利用者又は家族等からの金銭又は物品の授受	
・利用者の家族等に対するサービスの提供	
・飲酒及び喫煙	
・利用者又は家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動	
・その他の利用者又は家族等に対する迷惑行為	
③備品などの使用について	
●サービス実施のために必要な備品（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。	

5. 利用料金

介護保険の給付対象となるサービス	サービス利用料金から介護給付費額を除いた金額（自己負担額）を一部負担金としてお支払い頂きます。 （別紙 利用料金表を参照ください）
介護保険の給付対象とならないサービス	① 介護保険給付の範囲を超えるサービス費用 ② 通常の事業実施地域を越えた際の交通費 ③ 訪問看護と連携して行われる死後の処置費用 ④ 医師の特別指示書等による医療保険訪問看護サービス費

	⑤ 医療保険訪問看護サービス実施時の交通費 ⑥ その他日常生活費用として、ご負担頂くことが適当と認められるものについて、説明・同意の得られたもの	
キャンセル	予定されていたサービスを利用者の都合によりキャンセルした場合、キャンセル料を申し受けることとなります。 ※利用者の容態の急変など緊急やむ得ない事情がある場合、キャンセル料は不要です。	
	サービス利用日の前日 営業時間（17:30）まで	キャンセル料は不要
	サービス利用日の前日 営業時間（17:30）以降	基本料金の 10%
	連絡先	099-213-1277
お支払方法	料金・費用は 1 ヶ月毎に計算し、翌月の中旬頃に請求書をお送り致します。支払方法は原則として金融機関の口座から自動振替となります。（手数料はかかりません）振替日は翌月 27 日（土・日・祝日の場合、翌営業日振替）となります。お支払いいただきましたら、領収書を発行いたしますので大切に保管してください。（再発行は致しかねます） また、指定口座への振込や現金での支払を希望される方は、従業者までご相談ください。	

6. サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までにお申し出ください。利用者の体調不良、急な入院などやむを得ない理由がある場合、その限りではありません。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所又は医療機関に入院された場合
- ・ 利用者の認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者が介護保険の被保険者資格を喪失された場合
- ・ 利用者が逝去された場合

④その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者及び家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を2ヵ月以上滞納し、30 日以上期間を定めた催告にもか

かわらずこれが支払われない場合。または、利用者及び家族などが当事業所や当事業所の従業員に対して、本契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

- ・地震、火山活動等の天災、その他事業所が責任をもってサービス提供できなくなった場合、事業所は利用者に対してサービスを終了させていただくことがあります。

7. 相談・要望・苦情等の受付

事業所の相談窓口	○訪問看護ステーションポプラ (担当) 立本 恵理子 (電話) 099-213-1277 (24 時間対応致します) (FAX) 099-286-6320 (受付時間) 8:30~17:30
行政の相談窓口	○鹿児島市役所 (担当) 介護保険課 (住所) 鹿児島市山下町1 1 番 1 号 (電話) 099-216-1280 (受付時間) 8:30~17:15
公的機関の相談窓口	○鹿児島県国民健康保険団体連合会 (担当) 介護相談室 (住所) 鹿児島市鴨池新町6 番 6 号 (電話) 099-213-5122 (受付時間) 9:00~17:00 ○鹿児島県社会福祉協議会 (担当) 福祉サービス運営適正化委員会 (住所) 鹿児島市鴨池新町1 番 7 号 (電話) 099-286-2200 (受付時間) 9:00~16:00

8. 虐待の防止

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ④ 虐待防止のための指針を整備
- ⑤ その他虐待防止のための措置
- ⑥ 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置
責任者： 管理者 立本 恵理子
- ⑦ サービス提供中に、当該事業者職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体拘束廃止の取組

当事業所では、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害等の恐れがある場合等、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合、利用者又は家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げる事に留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その際は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- ① 切迫性
直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- ② 非代替性
身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止できない場合に限りです。
- ③ 一時性

利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが無くなった場合、直ちに身体拘束を解きます。

10. 衛生管理等について

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底。
 - ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施。

11. 秘密保持

事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、従業者が退職後、在職中に知り得た利用者及び家族の情報を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

12. 第三者評価

実施していません。

13. 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 社会情勢及び天災時の訪問看護について

- ① 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- ② 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業所は負わないものとします。

15. 個人情報の取扱

利用者及びその家族の個人情報について、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意いただくと共に、事業所として個人情報保護法並びに厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」の趣旨に基づき、適切な使用に努めるものとします。

個人情報の利用目的	介護保険法等の法令に従い、サービス提供を適正かつ円滑に行い、利用者の個人情報の保護を図ることを目的とします。
-----------	--

個人情報利用提供方法	<p>① 内部での利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対するサービスの提供のための調整 ・介護報酬の管理・請求にかかる事務及び会計・経理業務 ・アセスメントによるニーズの把握とサービス計画書の作成・修正業務 ・事故・苦情等の報告 ・サービスの利用状況及び経過の確認業務(モニタリング)及び記録 ・事業所内部における学生等の実習の協力 ・事業所内部における職員の資質の向上を目的とした事例研究 ・その他利用者の管理運営に必要な業務 <p>② 外部での利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主治医との連絡調整・情報提供、他の介護サービス事業所との連絡などの連携、サービス担当者会議・リハビリテーション会議・地域ケア会議での照会 ・家族への心身の状況説明 ・他の医療機関等への照会や意見・助言を求める場合 ・職員の資質の向上を目的とした事業所外事例研究 ・賠償責任保険等に係る専門団体や保険会社への相談及び届出 ・国民健康保険団体連合会への保険請求 <p>③ その他の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等からの照会及び実地指導・外部監査等における情報提供等 ・管理運営業務の維持・改善のための基礎資料
個人情報利用にあたっての条件	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の提供は、利用目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には、関係者以外に漏れることの無いよう細心の注意を払います。 ・個人情報を使用した会議については、相手方、内容等について記録します。 ・保管は、ハードによるソフトウェアへの保管(パスワードによるセキュリティを含む)及び収納庫による施錠を行い、管理を万全なものとしします。
個人情報利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用契約期間とします。
<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用・提供方法について同意しがたい事項がある場合は、その旨をお申し出ください。個人情報の利用・提供の制限を行います。但し、制限したことによりサービス提供に制限が生じる場合があります。 ・お申し出がないものにつきましては、同意を頂いたものとして取り扱わせて頂きます。 ・お申し出は、いつでも撤回・変更が可能です。 ・利用目的に追加・変更等が生じた場合、書面にて説明・同意を頂くこととします。 	

16. サービス実施の記録・情報の管理・開示

<p>当事業所では、サービス提供毎に実施日やサービス内容を記録し、利用完了の日から5年間保存します。また、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者もしくは利用者の選任した代理人の求めに応じて、適切な方法によりその内容を開示します。</p> <p>※ 開示に際して必要な複写料等の諸費用は、利用者負担となります。</p> <p>※</p>
--

17. 緊急時及び事故発生時の対応

<p>サービス提供中に利用者の病状の急変や緊急事態等が発生した場合、主治医、家族、関係機関等へ速やかに連絡を行い、指示を受け必要な措置を講じます。</p> <p>急を要する場合は、事業所の判断により救急車を要請する場合があります。(救急車への同乗や病院内での付添い等は保険対象外サービスとなります)</p> <p>また事故が生じた場合、状況に応じて必要な措置を講じ、保険者へ報告を行うと共に、その原因を究明し、再発防止に努めます。</p> <p>利用者に対するサービス提供において、賠償すべき事故が発生した場合、誠実に対応すると共に、</p>

速やかな損害賠償を行います。	
加入保険	居宅介護事業者賠償責任保険
保険内容	対人・対物・人格権侵害・管理財物 など
賠償事項	当事業所の業務に起因して ① 利用者やその家族等の財物を破損した場合 ② 利用者やその家族等が怪我や、死亡した場合

18. その他サービスに関する留意事項

緊急時の対応方法 （連絡先の変更があった場合は、必ずご連絡ください）

利用者様の主治医又は協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。			
また、緊急連絡先、居宅支援事業所に連絡します。			
契約時の 利用者の主治医	主治医名		
	医療機関名称		
	住所		
	電話		
協力医療機関	①	社会医療法人三愛会 三愛病院 鹿児島市郡元3丁目14番7号 /099-252-6622	
		社会医療法人三愛会 リハビリホスピタル三愛 鹿児島市真砂町73番20号 /099-257-1010	
	③	社会医療法人三愛会 三愛クリニック 鹿児島市郡元3丁目3番7号 /099-812-6433	
	緊急連絡先①	氏名	(続柄)
		住所	
電話(携帯)			
緊急連絡先②	氏名	(続柄)	
	住所		
	電話(携帯)		
居宅支援事業所	名称		
	担当者		
	電話		

(別紙 1)

介護保険給付による利用料金

法定代理受領サービスに該当するときは、介護保険負担割合証に定める割合の額の支払いを受けるものとします。

①訪問看護

基本費用（非課税）

算定項目		1割	2割	3割
20分未満	1回	314円	628円	942円
30分未満		471円	942円	1,413円
30分以上 1時間未満		823円	1,646円	2,469円
1時間以上 1時間30分未満		1,128円	2,256円	3,384円

加算費用（非課税）

算定項目		1割	2割	3割
夜間帯加算	午後6時～ 午後10時	基本費用に25%		
早朝帯加算	午前6時～ 午前8時	基本費用に25%		
深夜帯加算	午後10時～ 午前6時	基本費用に50%		
複数名訪問看護加算Ⅰ	30分未満	254円	508円	762円
	30分以上	402円	804円	1,206円
複数名訪問看護加算Ⅱ	30分未満	201円	402円	603円
	30分以上	317円	634円	951円
長時間訪問看護加算	1回	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算	1月	600円	1,200円	1,800円
特別管理加算Ⅰ	1月	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	1月	250円	500円	750円
ターミナルケア加算	逝去月	2,500円	5,000円	7,500円
初回加算	退院日同日	350円	700円	1,050円
	退院日翌日	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	1回	600円	1,200円	1,800円
看護体制強化加算・介護職員連携強化加算	1月	250円	500円	750円
看護体制強化加算Ⅰ	1月	550円	1,100円	1,650円
看護体制強化加算Ⅱ	1月	200円	400円	600円
サービス提供体制強化加算Ⅱ 1	1回	3円	6円	9円
合計				

②介護予防訪問看護

基本費用（非課税）

算定項目		1割	2割	3割
20分未満	1回	303円	606円	909円
30分未満		451円	902円	1,353円
30分以上 1時間未満		794円	1,588円	2,382円
1時間以上 1時間30分未満		1,090円	2,180円	3,270円

加算費用（非課税）

算定項目		1割	2割	3割
夜間帯加算	1回	基本費用に25%		
早朝帯加算		基本費用に25%		
深夜帯加算		基本費用に50%		
複数名訪問看護加算Ⅰ	30分未満	254円	508円	762円
	30分以上	402円	804円	1,206円
複数名訪問看護加算Ⅱ	30分未満	201円	402円	603円
	30分以上	317円	634円	951円
長時間訪問看護加算	1回	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算	1月	600円	1,200円	1,800円
特別管理加算Ⅰ	1月	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	1月	250円	500円	750円
初回加算	退院日同日	350円	700円	1,050円
	退院日翌日	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	1回	600円	1,200円	1,800円
看護体制強化加算	1月	100円	200円	300円
サービス提供体制強化加算Ⅱ 1	1回	3円	6円	9円
合 計				

複数名訪問看護加算Ⅰ

同時に複数名の看護師等により訪問看護を行った場合

複数名訪問看護加算Ⅱ

同時に看護師等と看護補助者により訪問看護を行った場合

長時間訪問看護加算

1時間30分を超える訪問看護を行った場合

緊急時訪問看護加算

ご希望の方に対し、休日・夜間でも相談・訪問の体制をとった場合特別管理加算Ⅰ

留置カテーテル、気管切開などの特別な管理が必要な場合

特別管理加算Ⅱ

在宅酸素、褥瘡、人工肛門など特別な管理が必要な場合

ターミナルケア加算

在宅での終末期の看護の提供を行った場合、また主治医の指示により、利用者の死亡前14日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナルの支援体制について利用者及びその家族等に対して説明をしたうえでターミナルケアを行った場合に算定

初回加算

新規の利用者へサービス提供した場合

退院時共同指導加算

入院・入所中に主治医等と連携して在宅療養に必要な指導を行い、その内容を文書で提供した場合

看護体制強化加算・介護職員連携強化加算

たんの吸引等が必要な方に、訪問介護事業所と連携し、計画作成・助言を行った場合

看護体制強化加算Ⅰ

前6月間 緊急時訪問看護加算算定者 50%以上 前6月間 特別管理加算算定者 20%以上

前12月間 ターミナルケア加算算定者 5名以上

看護体制強化加算Ⅱ

前6月間 緊急時訪問看護加算算定者 50%以上 前6月間 特別管理加算算定者 20%以上

前12月間 ターミナルケア加算算定者 1名以上

サービス提供体制強化加算Ⅱ1

研修・職員体制等、職場環境の整備を実施している場合

(別紙 2)

医療保険給付による利用料金

基本費用(非課税)

算定項目		1割	2割	3割	
基本療養費	週3日まで	1日	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降		655円	1,310円	1,965円
管理療養費	毎月の訪問初日	1日	767円	1,534円	2,301円
	毎月の訪問2日目以降		300円	600円	900円
外泊中の訪問看護	入院中につき原則1回	1回	850円	1,700円	2,550円

※医療保険における訪問看護は、原則1日1回(1回の訪問時間90分まで)週3日までとなっています。ただし、病名等によっては、複数回訪問や90分以上の訪問、週4日以上以上の訪問が可能です。

加算費用(非課税)

算定項目		1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算	1日2回	450円	900円	1,350円
	1日3回	800円	1,600円	2,400円
緊急訪問看護加算	月14日まで	265円	530円	795円
	月15日目以降	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算	1週	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算	看護師	450円	900円	1,350円
	准看護師	380円	760円	1,140円
	看護補助者	300円	600円	900円
	厚生労働省が定める基準の方1日1回	300円	600円	900円
	厚生労働省が定める基準の方1日2回	600円	1,200円	1,800円
厚生労働省が定める基準の方1日3回以上	1,000円	2,000円	3,000円	
夜間・早朝訪問看護加算	1日	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	1日	420円	840円	1,260円
24時間対応体制加算	1月	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算Ⅰ	1月	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	1月	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	1回	800円	1,600円	2,400円
特別指導管理加算	1回	200円	400円	600円
退院支援指導加算	1回	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	1月	300円	600円	900円

在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1月	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算	1月	250円	500円	750円
情報提供療養費Ⅰ	1月	150円	300円	450円
情報提供療養費Ⅱ	1月	150円	300円	450円
情報提供療養費Ⅲ	1月	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費Ⅰ	逝去月	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費Ⅱ	逝去月	1,000円	2,000円	3,000円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	1月	50円	100円	150円
訪問看護ベースアップ評価料	1月	78円	156円	234円
合 計				

※基本料金+加算費用は該当される疾患、状態の方に算定させていただきます。予めご了承ください。

※高額所得者は3割負担となり、福祉医療受給者証、原爆手帳をお持ちの方、生活保護世帯の方等、公費負担医療制度によりお支払いが不要な場合もあります。

サービス利用前にお持ちになっている保険証、手帳をご提示ください。

難病等複数回訪問加算

難病、ガン末期の方で1日2回以上訪問した場合

緊急訪問看護加算

緊急時に主治医の指示のもと訪問看護を実施した場合

長時間訪問看護加算

特別な管理が必要な方や急性増悪の方に90分を超える訪問看護を実施した場合

複数名訪問看護加算

同時に複数の看護師等により訪問看護が必要な場合

特に厚生労働大臣が定める基準の方に、同時に複数の看護師等により訪問看護が必要な場合

夜間・早朝訪問看護加算

午後6時～午後10時のサービス提供 午前6時～午前8時のサービス提供

深夜訪問看護加算

午後10時～午前6時のサービス提供

24時間対応体制加算

ご希望の方に対し、休日・夜間でも相談・訪問の体制をとった場合

特別管理加算Ⅰ

留置カテーテル、気管切開などの特別な管理が必要な場合

特別管理加算Ⅱ

在宅酸素、褥瘡、人工肛門など特別な管理が必要な場合

退院時共同指導加算

入院・入所中に主治医等と連携して在宅療養に必要な指導を行い、その内容を文書で提供した場合

特別指導管理加算

厚生労働大臣が定める疾病及び特別な管理が必要な方に、退院時共同指導を実施した場合

退院支援指導加算

厚生労働大臣が定める疾病及び特別な管理が必要な方に、退院日の当日以降に療養上の指導を実施した場合

在宅患者連携指導加算

医療関係職種間で情報を共有し、その上で療養指導を実施した場合

在宅患者緊急時等カンファレンス加算

緊急時に医師や医療従事者と連携し、療養指導を実施した場合（月2回限度）

看護・介護職員連携強化加算

喀痰吸引等が円滑に行われるため、介護職員へ支援を実施した場合

情報提供療養費Ⅰ

市町村等からの求めに応じて、必要な情報提供を行った場合

情報提供療養費Ⅱ

義務教育諸学校等からの求めに応じて、必要な情報提供を行った場合

情報提供療養費Ⅲ

入院・入所にあたり、主治医の求めに応じて、必要な情報提供を行った場合

ターミナルケア療養費Ⅰ

在宅での終末期の看護の提供を行った場合、また主治医の指示により、利用者の死亡前14日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナルの支援体制について利用者及びその家族等に対して説明をしたうえでターミナルケアを行った場合に算定

ターミナルケア療養費Ⅱ

（施設にて看取り加算を算定の場合）

訪問看護医療DX情報活用加算

オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合

訪問看護ベースアップ評価料

値上昇や賃金の増加、経営状況、人材確保の必要性、患者負担や保険料の影響を考慮
世代型社会保障の実現と医療・介護・障害福祉サービスの連携強化、新興感染症への対応
医療DXやイノベーションの推進による質の高い医療の実現
社会保障制度の安定性・持続可能性の確保と経済・財政との調和

(別紙 3)

その他の利用料金

(税込)

項目	単位	金額(円)
エンゼルケア費用	逝去時	11,000円
キャンセル料	1回	費用の10%
重心医療費証明手数料	1回	110円
介護費証明書料	1回	550円
自費利用 20分未満	1回	3,300円
自費利用 30分未満	1回	4,400円
自費利用 30分以上 1時間未満	1回	8,800円
自費利用 1時間以上 1時間30分未満	1回	11,000円
1時間30分を超えた場合 10分単位	1回	1,100円
夜間帯加算	午後6時～午後10時	基本費用に25%
早朝帯加算	午前6時～午前8時	基本費用に25%
深夜帯加算	午後10時～午前6時	基本費用に50%

※その他、日常生活に係る費用の徴収が必要になった場合、その都度、利用者又は家族に対して説明し、同意を得たものに限り徴収します。

(別紙 4)

同意書

(緊急時訪問看護加算・24時間対応体制加算・特別管理加算・情報提供療養費)

算定項目	算定要件		1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算	ご希望の方に対し、休日・夜間でも相談・訪問の体制をとった場合	1月	600円	1,200円	1,800円
24時間対応体制加算			680円	1,360円	2,040円
特別管理加算Ⅰ	留置カテーテル、気管切開などの特別な管理が必要な場合	1月	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	在宅酸素、褥瘡、人工肛門など特別な管理が必要な場合	1月	250円	500円	750円
情報提供療養費	市町村、義務教育諸学校、主治医等のサービスと連携するために情報提供を行った場合	1月	150円	300円	450円

(非課税)

※利用料は、上記金額から保険負担割合を除いた金額になります。

- 1 私は、貴訪問看護ステーションの24時間対応体制により、緊急時の場合等の電話による相談又は緊急時訪問看護を利用するため、緊急時訪問看護加算（又は24時間対応体制加算）を算定することに同意いたします。
- 2 私は、病気の状態(在宅酸素、褥瘡、留置カテーテル等)の管理・相談が必要なため、特別管理加算を算定することに同意いたします。
- 3 私は、貴訪問看護ステーションから訪問看護の情報提供書を、鹿児島県、鹿児島市、義務教育諸学校、主治医等へ提供することに同意します。

令和 年 月 日

利用者

<住所>

<氏名>

印

利用者の代理人（成人後見人または任意代理人）

<住所>

<氏名>

(続柄) 印

事業者

<事業者名>

社会医療法人三愛会 理事長 川村 英俊

<事業者所在地>

鹿児島市郡元三丁目14番7号

<事業所名>

訪問看護ステーションポプラ

印

説明日 令和 年 月 日

上記の重要事項の内容を確認したことを証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名
押印の上、1通ずつ保有するものとします。

○私は、本書面に基ついて、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービス内容、個人情報の取扱等
の重要事項に関する説明を受け、同意しました。

利用者

<住所>

<氏名>

印

利用者の代理人（成人後見人または任意代理人）

<住所>

<氏名>

（続柄 ） 印

利用者のご家族代表（謙 個人情報取扱同意 代表者）

<住所>

<氏名>

（続柄 ） 印

○訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの提供開始に当たり、重要事項に関する説明を行い、
同意を受けました。

事業者

<事業者名> 社会医療法人三愛会 理事長 川村 英俊

<事業者所在地> 鹿児島市郡元三丁目14番7号

<事業所名> 訪問看護ステーションポプラ 印

<説明責任者> 立本 恵理子 印